

令和8年度 豊田市立五ヶ丘東小学校いじめ防止基本方針

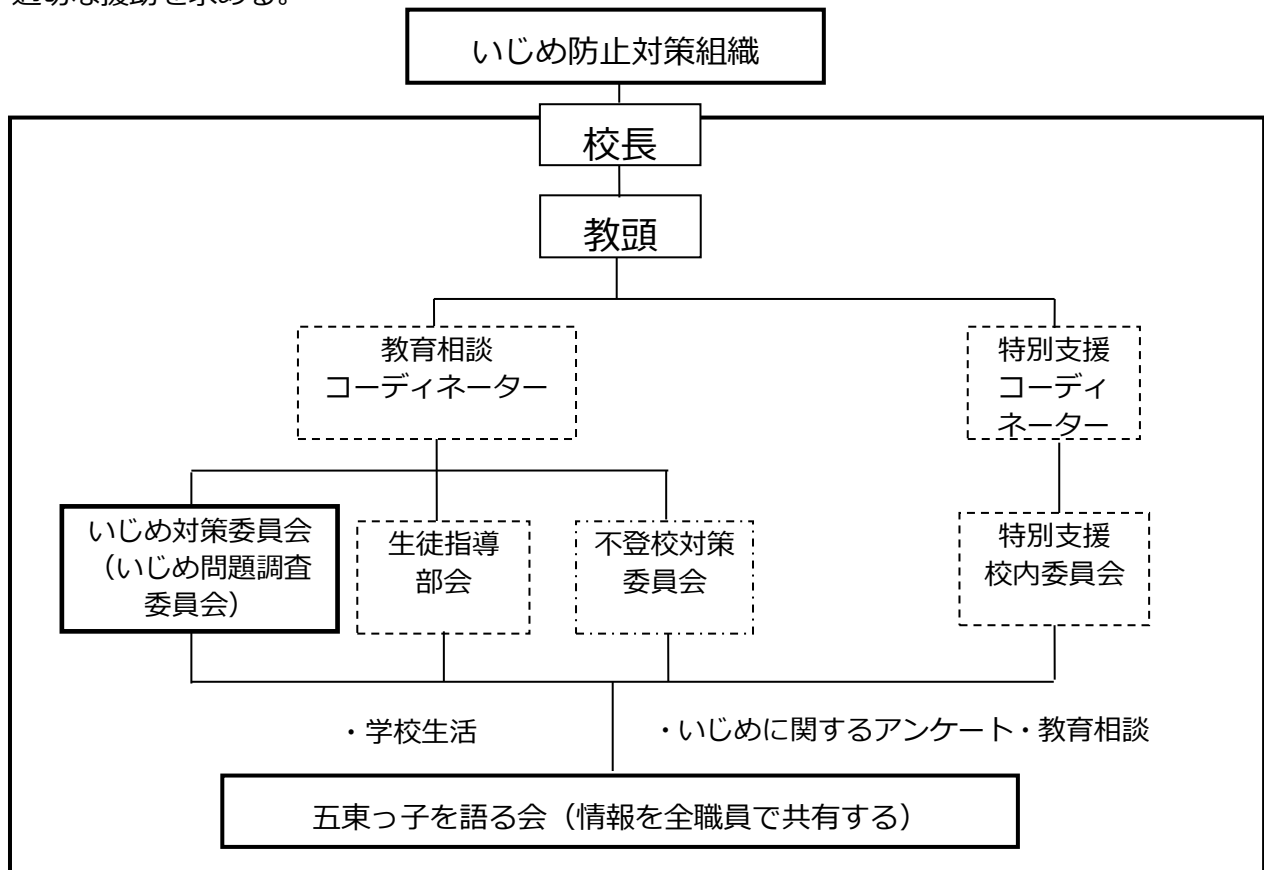
1 いじめの防止等についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、重大かつ深刻な人権問題である。何より学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。本校では、いじめがどの児童にも起こりうる事案であると理解した上、すべての児童がいじめを行わないように、いじめが心身に及ぼす影響など、いじめに関する問題の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。そうした未然防止の取組が着実に成果をあげているかどうかについて全職員で日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査を実施したりして、情報を共有する機会を設け、今後の対応について検討していく。

2 いじめの防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「五東っ子を語る会」を設置し、児童の日常の様子や変化を全教職員で共有・把握する。いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



外部の専門家・関係機関との連携

(パルクとよた、児童相談所、子ども権利相談室、警察等)

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教員による「点検と見直しのチェックシート」や「保護者用チェックシート」を実施し、学校におけるいじめ防止等の取組の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・「あのねアンケート」や「教育相談」の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止等の取組に努める。
- ・教職員の資質向上を目指し、いじめ防止等に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ・毎月教員チェックシートに基づき、学級の間人間関係を確認する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・年度のはじめに、「学校いじめ防止基本方針」を策定していることを保護者に紹介する機会をもつ。(ホームページ等)
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止等の取組状況や学校評価結果等を発信する。保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
- ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについては、直ちに学校から警察署(生活安全課)へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
- ・いじめ解消の判断をする。

(2) いじめ対策委員会の構成員

〈教職員〉

- 校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター(教務が兼務) ○教務主任
- 校務主任 ○教育相談主任(養護教諭が兼務) ○生徒指導主任 ○養護教諭
- スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー 等
- ※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える。
- 主任児童委員・民生委員 ○学校運営協議会委員 ○PTA 代表者 ○学校医
- スクールロイヤー 等

(3) 「五東っ子を語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「五東っ子を語る会」の開催時期

ア 学校全体の様子を把握し、いじめの防止等対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」と「五東っ子を語る会」を設け、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

- ・「いじめ対策委員会」は、毎月の「五東っ子の情報交換会」の中で行う。
- ・「五東っ子を語る会」は、年3回（5月、9月、1月）開催する。

イ 緊急にいじめ事案への対処が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 全ての教職員が「学校いじめ防止基本方針」を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ デジタルシティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットや SNS の正しい利用とマナーについて理解を深め、責任ある行動ができるようにする。

カ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。

キ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

ク いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報啓発をする。

(2) 早期発見の取組

ア あのねアンケートや教育相談の定期的（5月、9月、2月の年3回）な実施に加え、学習用タブレットの「先生たすけて」を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。日常から、「いじる」「からかう」「ふざけ合う」というワードを敏感にとらえ、そのシチュエーションを見過ごさず当該児童に働きかけ、そこからいじめに発展しないよう努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

エ 月末に「教職員チェックシート」による点検や年に2回の「hyper-QU」の実施の結果から学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

オ 教職員間で情報共有する「五東っ子についての情報交換」を定期的に設け、一人の判断

で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

ク 保護者向けのいじめに関するアンケートをホームページに掲載し、家庭での子どもの変化に気付くことができるよう保護者を連携して対応する。

(3) いじめへの対処

ア いじめの発見・いじめの疑いがあると情報があった場合は、担任、生徒指導担当・教育相談担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告し「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ いじめを受けた児童の安全を確保し、対応する。

ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。

エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。

オ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

カ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障がい者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

キ 対応が困難な場合などは、パルクとよたのいじめ対応支援チーム、心理福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言等を受ける。

ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。

ケ 学校外で発生したいじめについて、放課後児童クラブやとよた地域クラブ活動等、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。

コ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ案件については、警察署とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめ解消の目安>

- ・いじめに係る行為が止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

(1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会
が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる児童やその保護者、いじめを行ったと
される児童やその保護者に対して説明する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護
者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止等の取組については、取組の内容を振
り返り、児童や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性の
ある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」、「【チェックリスト①】いじめ重
大事態に対する平時からの備え」を年3回（6月・11月・2月）、保護者アンケートを随
時実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止等に関する校内研修を（OJT研修）年1回計画し、児童理解やいじめ防止等
に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校がいじめ防止基本方針」は、4月末にホームページに掲載する。必要に応じて、年
度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ未然防止やいじめの早期発見に取り
組む。

<いじめ防止取組の年間計画>

月		いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員による「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○児童の情報引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、保護者への相談室やSCの活用を周知 ○学級開き ○1年生を迎える会 ○道徳教育（人権） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体計測 ○通学班会 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観 ○学校ホームページでの「学校いじめ防止基本方針」の発信
5月	D	<ul style="list-style-type: none"> ○現職教育「五東っ子を語る会」 ○eラーニング（いじめ問題への対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ○野外学習（5年） ○保健指導（心と体の成長） 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間・いじめアンケートと教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会やコミュニティ・スクール連絡会議で「学校いじめ防止基本方針」の説明
6月	C	<ul style="list-style-type: none"> ○五東っ子について情報交換会 ○全教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 ○いじめ対策委員会の開催 ○全職員による「学校いじめ防止基本方針」をもとにした対応の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○遠足 	<ul style="list-style-type: none"> ○hyper-QUの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観（全校道徳）
7月	A	<ul style="list-style-type: none"> ○五東っ子について情報交換会 ○hyper-QUブロック別研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休みの生活について ○子ども権利学習プログラムの研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学班会 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会
8月	P	<ul style="list-style-type: none"> ○現職教育（いじめ対応） ○現職教育（hyper-QU） ○五東っ子について情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休みおもしろ講座 		
9月	D	<ul style="list-style-type: none"> ○五東っ子について情報交換会 ○現職教育「五東っ子を語る会」 		<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間・いじめアンケートと教育相談 ○身体計測 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> ○五東っ子について情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会 		
11月	C	<ul style="list-style-type: none"> ○五東っ子について情報交換会 ○全教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 ○いじめ対策委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行（6年） ○子ども権利学習プログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○hyper-QUの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観 ○学校保健委員会 ○保護者への学校評価アンケート
12月	A P	<ul style="list-style-type: none"> ○五東っ子について情報交換会 ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間（道徳） ○赤い羽根共同募金活動 ○冬休みの生活について 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学班会 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会 ○保護者アンケート（記述回答部分）の結果検証

1月	D ↓ C ↓ P	○五東っ子について情報交換会 ○現職教育「五東っ子を語る会」	○大きくなったよ（2年） ○学習発表会		○学習発表会
2月		○五東っ子について情報交換会 ○学校自己評価 ○全教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 ○いじめ対策委員会の開催	○保健指導（命の大切さ、心の健康）	○教育相談週間・いじめアンケートと教育相談 ○身体計測	○保護者アンケート（数値評価部分）の結果検証 ○学校運営協議会やコミュニティ・スクール連絡会議での学校の取組報告
3月		○五東っ子について情報交換会 ○学校自己評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業を祝う会 ○卒業式 ○1年を振り返って ○春休みの生活について	○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査 ○通学班会	
通年		○校内のいじめに関する調査の収集 ○対応策の検討	○全校縦割り遊び ○通学班会 ○道徳教育、体験活動の充実 ○デジタルシティズンシップ教育の推進 ○担任によるいじめ防止チェックシート ○ソーシャルスキルトレーニング ○善行賞	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○ミニ通学班会 ○「先生たすけて」の啓発	○あいさつ運動 ○登校見守り当番 ○下校見守り隊 ○学校ホームページに「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を掲載 ○放課後児童クラブやとよた地域クラブ活動との情報共有

教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」

年 月 日
氏名 ()

※該当していたら□に✓を書いてください。

1 学校いじめ防止基本方針について

- 学校いじめ防止基本方針を読み、学校がいじめ防止等の基本的な考え方や、未然防止、早期発見、いじめの対処について理解している。

2 いじめの未然防止について

- いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものであると理解している。
- 児童生徒の活動や努力を認め、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりや教科領域指導を進めている。
- 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さや相手を思いやる心を育てている。
- デジタル・シティズンシップ教育を推進し、インターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動が取れるようにしている。

3 いじめの早期発見について

- 教師と児童生徒・保護者との温かい人間関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えている。
- 教育相談アンケートや教育相談、hyper-QUの結果等を活用しながら、児童生徒の小さな変化を見逃さないように努めている。
- 学習用タブレットの「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童生徒のSOSの把握に努めている。

4 いじめの対処について

- いじめの発見・通報を受けた、又はいじめが疑われるときは、速やかに管理職に報告している。
- いじめの状況について聴き取りをするときは、「臨時いじめ対策委員会」で情報収集の進め方を検討し、役割分担をするなど組織的に対応している。
- いじめの状況について聴き取りをしたときは、客観的な事実の把握に努め、事実のみを時系列で記録に残している。
- いじめを受けた児童生徒を守り通すという姿勢で対応している。
- いじめを行った児童生徒には、教育的配慮のもと、行為については毅然とした姿勢で指導や支援を行っている。

5 児童生徒、保護者等への周知について

- 入学時や進級時に児童生徒、保護者、関係機関等に、学校いじめ防止基本方針を説明している。
- 学校いじめ防止基本方針を学校HPのトップページに掲載している。
- いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）を学校HPのトップページに掲載している。

【チェックリスト①】 いじめ重大事態に対する平時からの備え

年 月 日

氏名 ()

● 学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・ 法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・ 重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など 	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>